

佐渡市町並み景観整備支援事業
【内部改装】補助対象・対象外 一覧

内 部 改 装	補 助 対 象	
	天井	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（石膏ボード、下地用合板、野縁、吊木等） ・仕上げ（塗装、クロス、格縁、竿縁、廻縁等）
	内壁 ※欄間や床の間含む	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（石膏ボード、下地用合板、胴縁、間柱、木摺、小舞等） ・仕上げ（塗装、漆喰、砂壁、クロス等）
	床・土間	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ（フローリング、縁甲板、畳等） ・土間コンクリート（既存がコンクリートの場合の復旧のみ対象）
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上必要な工事（小屋組、柱、斜材、土台、床組、胴差等）
	そのほか	<ul style="list-style-type: none"> ・欄干、手摺 ・敷居、鴨居、建具（引き戸、開き戸、障子等） ・解体工事（当事業に伴うもの）、廃材処理（当事業に伴うもの） ・仮設工事（足場、養生等）
	補 助 対 象 外	
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道配管、雨水配管、浄化槽工事 ・申請手続き代行料（電力会社等）、上下水道加入金 ・照明器具、換気扇、システムキッチン、IH ヒーター・ガスコンロ、食器洗い機、ユニットバス、浴槽、洗面台、便器、カーテン、ブラインド ・太陽光発電、エネファーム、ボイラー（電気、ガス、石油等）、冷暖房機（エアコン、蓄熱暖房機等）、テレビアンテナ、電気配線、スイッチ、コンセント ・断熱工事、防音工事（天井、壁等） ・バルコニー、シャッター ・腐葉土の撤去や周辺植生の管理等 ・解体工事（当事業以外）、廃材処理（当事業以外） ・設計監理料、耐震診断料 		

※標準的なものを対象とするため、過剰な部分は差額を対象外とします。

※事業対象となっている工事項目であっても、協議の結果、歴史的建造物の保存・活用の趣旨から大きく外れると判断できる場合、対象外とさせていただくことがありますので、ご了承ください。

上記以外については問合せ願います。